

(令和4年習志野市議会第4回定例会)

発議案第1号

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者 習志野市議会

協働経済常任委員長 中山恭順

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書

建設業従事者のアスベスト被害に対して、令和３年５月１７日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業１０社の賠償を認める判決を下した。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、令和４年１月には給付金申請が開始された。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていない。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状がある。このことは、最高裁判決時や建設アスベスト給付金法成立時の多くのマスコミ報道でも指摘されている。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や、国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後２０年間の除斥期間もより延長されなければならない。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことが必要である。

よって、本市議会は政府に対し、下記の事項について強く求めるものである。

記

- １ 建設アスベスト給付金にアスベスト建材製造企業からも基金を拠出させること。
 - ２ 給付金の対象に屋外で主に働いた建設アスベスト被害者も含めること。
 - ３ ２０年の除斥期間を延長もしくは撤廃すること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、請願趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、
標記意見書を提出するものである。

(令和4年習志野市議会第4回定例会)

発議案第2号

北朝鮮の金正恩氏による常軌を逸した頻回に亘る弾道ミサイル等の日本
海等への発射に抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定によ
り提出します。

令和4年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	荒木和幸
-----	----------	------

賛成者	習志野市議会議員	木村孝浩
-----	----------	------

//	//	布施孝一
----	----	------

北朝鮮の金正恩氏による常軌を逸した頻回に亘る弾道ミサイル等の日本海等への発射に抗議する決議

北朝鮮の金正恩氏が弾道ミサイル等の開発を加速度的に実行している。特に先月は既に30発以上発射し、先々月、先月に発射したものの一部は我が国上空を通過し数年ぶりにJアラート発出を伴うものや我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）内に弾着するものもあり、これらは平和を愛する日本国民を恐怖に陥れている。また、ミサイルの種類や性能、発射方法、軌道等多岐にわたり、我が国をはじめ世界に対して軍事的挑発のレベルを高めている。

また、弾道ミサイルと核弾頭は不可分の関係であり、このことは金正恩氏が自ら認めており、弾道ミサイルに搭載する核弾頭の小型化にも一定の成果を収めていると思料される。

毎日新聞によると北朝鮮国営の朝鮮中央通信が先月16日に日本を非難する論評を発表し、「日本上空を通過した10月4日の中距離弾道ミサイル発射は「敵たちに送った警告だ」と述べ、北朝鮮に対し米韓両国との連携強化で対抗する日本を強くけん制した。論評は「この警告が実際の結果につながるかどうかは、日本をはじめとする敵対勢力の態度にかかっている。日本の敵視策動は高い代価を支払うだろう」とも述べた。」とある。

よって、本市議会は、弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない北朝鮮の金正恩氏に対し、これらを即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

習 志 野 市 議 会

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、北朝鮮の金正恩氏による常軌を逸した頻回に亘る弾道ミサイル等の日本海等への発射に抗議するため、標記決議を行うものである。

(令和4年習志野市議会第4回定例会)

発議案第3号

中国の習近平氏による度重なる我が国の領海（東シナ海）侵入や弾道ミサイルの我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ・東シナ海）への弾着に抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	木村孝浩
-----	----------	------

賛成者	習志野市議会議員	荒木和幸
-----	----------	------

〃	〃	布施孝一
---	---	------

中国の習近平氏による度重なる我が国の領海（東シナ海）侵入や弾道ミサイルの我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ・東シナ海）への弾着に抗議する決議

習近平氏による沖縄県尖閣諸島近辺への領海（東シナ海）侵入が近年常態化している。また令和４年８月４日には複数の弾道ミサイルを発射しその内の複数発が沖縄県波照間島沖の我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ・東シナ海）に歴史上初めて弾着した。

よって、本市議会は、これらの行為を行う中国の習近平氏に対し、これらを即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

習 志 野 市 議 会

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、中国の習近平氏による度重なる領海侵入や弾道ミサイルの排他的経済水域への弾着に抗議するため、標記決議を行うものである。

(令和4年習志野市議会第4回定例会)

発議案第4号

子どもの「マスク着用の必要のない場面」の徹底、黙食の緩和を求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	木村孝
-----	----------	-----

賛成者	習志野市議会議員	谷岡隆
-----	----------	-----

//	//	藤崎ちさこ
----	----	-------

子どもの「マスク着用の必要のない場面」の徹底、黙食の緩和を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が日本で確認されてから、3年がたとうとしている。海外では規制撤廃・緩和し、マスク着用なしの日常を取り戻している一方で、日本は世界標準に残され、特に厳しい感染対策を求められているのが、子どもたちである。教育・保育現場における感染症対策では、常にマスクの着用、手洗い・消毒、密にならない活動、給食の黙食などが推奨され続けている。今夏は熱中症予防の観点で、登下校や運動時のマスクを外すことが推奨されたが、多くの子どもたちが習慣化したマスクを外せずにいる状況が見られた。

「マスクを外してもよい状況で外せない」という子どもたちの心理は、大人が植え付けた義務感や同調圧力からきている。また、保護者も周囲の様子をうかがい、適切な判断をしづらい状況にある。大人の社会では、複数人での会食時の会話や、G o T o トラベルが再開するなど基準を緩め、対応を変えている。なぜ、子どもの置かれる環境は、更新されないのか。

教育・保育現場で長期化するマスク着用による「慢性的な酸素不足による脳や身体への影響」、「免疫力の低下」、「コミュニケーション障がい」など、子どもたちの状況は深刻である。マスク着用ができない、したくない子どもは、叱責されたり差別されたりすることで、学校に行かないという選択をしている。本来、任意であるマスクの着用が「実質強制」とも言える状態は、子どもの意見表明や、差別の禁止を定めた「子どもの権利条約」を無視しているのではないかと考える。また、厚生労働省によると、児童虐待や小中高生の自殺者が増加しており、感染症対策よりも重要な課題であると感じる。

千葉県内では令和4年10月に各学校から、段階的な規制緩和についての通知があった。しかしながら、判断目安を「教職員が具体的に指示をします」とあり、「マスク着用を必要としないことを推奨します」とされている場面でも、変わらずマスク着用をしている。これでは子どもが主体的に判断することを奪っていると感じる。また、対面での黙食の実施を検討とあるが、実際は変わっていないだけでなく、文部科学省や厚生労働省は「黙食」ということ自体、求めてはいない。福岡市教育委員会の例によると、令和4年6月13日、給食時に「大声でなければ会話は可能」とする方針の下、友達と楽しく食事をする「食育」の観点から「黙食」を見直している。市内の警固小学校では、約半年経過した現在において感染状況に変化はなく、楽しく会話ができるようになった子どもたちの変化を実感している。また、名古屋市教育委員会の例によると、令和4年11月1日、給食時の「会話を控える」という内容から「大声での会

話を控えよう」に変更された。実際に市内の名城小学校では、会話をしながら楽しく給食を食べるようになっている。このような対応が、全国で行われることを期待する。

よって、本市議会は政府に対し、コロナ禍におけるマスク着用の弊害から、教育・保育現場での子どもたちの健やかな成長と学びの場を守るため、早急に「子どもの感染症対策の見直し」を全国一律に徹底するよう、以下の項目について強く求めるものである。

記

- 1 マスク着用による感染予防の科学的検証と、身体的・精神的ストレスやコミュニケーションの弊害を考慮した上で、厚生労働省の定めている「マスク着用の必要のない場面」において子どもがマスクを外す指導が徹底されること。
- 2 「マスク着用の必要のない場面」において子どもがマスクの着用をしないことで、差別や圧力が生じることのないよう周知、徹底をすること。
- 3 教育・保育現場において続けられている給食時の「黙食」を、福岡市教育委員会や名古屋市教育委員会などの例に倣い、現場での緩和が徹底されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、請願趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和4年習志野市議会第4回定例会)

発議案第5号

利用抑制につながる介護保険制度の見直しを行わないことを強く求める
意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	入沢俊行
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	宮城壮一
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

利用抑制につながる介護保険制度の見直しを行わないことを強く求める意見書

介護保険制度の３年に１度の改定年である令和６年に向けて、厚生労働省（以下「厚労省」という）が社会保障審議会介護保険部会へ、利用料の引上げや介護サービス削減などを検討課題として示した。見直しの具体的項目として、サービス利用料の２割負担と３割負担の対象者拡大、要介護１・２の訪問・通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、介護老人保健施設などの多床室の室料有料化、保険料の納付年齢の引下げと利用年齢の引上げ、補足給付の資産要件に不動産を追加、「高所得者」の保険料引上げを挙げた。

介護保険の利用料は、制度発足から１割負担が原則だったが、平成２７年に一定所得以上の人は２割負担とされ、平成３０年には３割負担も導入された。厚労省は、「余裕」がある人が対象などと負担増を正当化したが、実際は介護サービスを削ったり、施設から退所した人が少なくない。また、ケアプラン有料化は、「利用控えを招き状態悪化につながる」（民間介護事業推進委員会）など反対や懸念の声が出された。

要介護１・２の訪問・通所介護を保険対象から外し、市区町村が運営する「総合事業」に移行させる案は、介護状態を悪化させる高齢者を増やし、かえって介護給付費を膨張させることが懸念される。

介護老人保険施設の相部屋は低所得者が多く利用しているが、有料化案では負担に耐えられない人は行き場を失う事態になりかねない。

これらが実施されれば、介護に関する高齢者や家族への負担が拡大し、必要な介護を受けられなくなる人も続発しかねない。

よって、本市議会は政府に対し、利用抑制につながる介護保険制度の見直しを行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和4年習志野市議会第4回定例会)

発議案第6号

健康保険証を廃止してマイナンバーカードへ一本化する方針を撤回するよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
-----	----------	-----

賛成者	習志野市議会議員	宮内一夫
-----	----------	------

//	//	藤崎ちさこ
----	----	-------

健康保険証を廃止してマイナンバーカードへ一本化する方針を撤回するよう求める意見書

岸田政権は、現行の健康保険証を令和6年の秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する方針を表明した。法律でマイナンバーカードの取得は任意とされているが、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに統合することは、国民皆保険制度の下では、カードの取得を事実上強制することになる。

個人情報流出や、政府による人物像のプロファイリング（分析）を懸念しているなどの理由で、いまだにカードの取得率は、国民の約半数となっている。それにもかかわらず、期日を決めて強引に実施するようなことになれば、政府に対する不信や不安が増大し、既にカードを取得した国民も含めて、とても理解を得ることはできない。

さらに、運転免許証との一本化も計画されているとの報道もある。カードを紛失した場合は再発行までに一定の時間がかかるため、その間は受診や運転ができない事態になりかねず、国民の不安は簡単には解消されない。

医療機関でも、顔認証機能付きのカードを読み取る機器やシステムを備えなければならず、人手や費用の負担が増大することになる。これは、新型コロナウイルス感染症等への対応で多忙を極める医療現場の実態を無視した計画となっている。

よって、本市議会は政府に対し、健康保険証を廃止してマイナンバーカードへ一本化する方針を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和4年習志野市議会第4回定例会)

発議案第7号

国の財政負担による学校給食費無償化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月22日

習志野市議会議長

清水大輔様

提出者	習志野市議会議員	荒原ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	宮城壮一
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ

国の財政負担による学校給食費無償化を求める意見書

学校給食は、子どもにとってかけがえのない大切なものである。令和４年１２月現在、小学校・中学校とも給食費を無償化にしている自治体が２５６自治体に広がっている。

「子どもの貧困」が社会問題となっていることに加えて、コロナ禍により生活困窮に陥る保護者も少なくない。新型コロナウイルス感染症の影響は長期にわたっており収束の見通しも不透明である。

こうした中、完全無償化が望ましいが、子育て家庭への経済的支援策の一つとして、多くの自治体で少しでも保護者負担を減らそうと「半額補助」、「第３子以降からの無償化」、「中学校３年生のみ無償化」など一部無償化の取組を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充で創設された「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」などを活用し、期間限定で実施する自治体も広がっている。

青森市など大きな自治体も完全無償化が実施され、東京都葛飾区や千葉県市川市などでは来年度から完全無償化になる。しかし、財政力の格差を理由に無償化の実施をしていない自治体も多い。同じ義務教育課程にありながら給食費の負担に格差が生じている。

給食費無償化は、教育効果と貧困化への対応だけではなく、子育て支援やまちづくりの柱としての重要性の認識も広がっている。日本で学ぶ全ての子どもたちが安心して学校給食を食べることができるように、国の責任で給食費を無償化にすることが重要な課題である。「一日も早く無償化に」との切実な願いを実現させるため、国の責任による給食費完全無償化の迅速な実施が求められる。

よって、本市議会は政府に対し、国の財政負担による給食費無償化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

清水 大 輔

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。